

確定拠出年金制度の見直しに 係る論点について

2020年8月20日



一般社団法人

全国銀行協会

【環境認識】高齡社会における私的年金制度のあり方

急速な高齡化・長寿化の進展により「人生100年時代」の到来

個人

長期化する高齡期に備えた
安定的な資産形成の必要性の
高まり

企業

就労人材の多様化、感染症影響
で働き方の多様化がさらに進展

公的年金

物価上昇率と年金額上昇率の開
きが拡大する中、公的年金を補
完する私的年金の役割の高まり

「多様な人材が多様な働き方をする」時代

特定の生き方や働き方が不利にならない、「選択を支える社会保障」という考え方も含め、年齢等にとらわれない視点から検討を進める（政府「経済財政運営と改革の基本方針2019」（骨太方針2019））

私的年金制度は、個人の資産形成の「自助への入口」で「自助を促し継続させる」ことが重要

- 【ポイント】
- ① インセンティブ（制度のメリットを活用した自助努力を妨げない）
 - ② 公平性（働き方や勤務先に左右されない環境の整備）
 - ③ 簡素・分かりやすい（利便性の向上による制度の普及）
 - ④ 安定性（国民のだれもが継続的に利用できる安定的な制度）

【要旨】第12回社会保障審議会企業年金・個人年金部会の論点に対する考え方

第12回会合の論点※	考え方
<p>企業型DCの拠出限度額の水準（現行月額5.5万円）についてどう考えるか</p>	<p>企業の退職給付制度や財務状況、総人件費の考え方に沿って事業主掛金額を設定しており、DB同様に拠出限度額の撤廃、少なくともさらなる引上げを行い、制度設計の自由度を高めることが、普及拡大には不可欠。</p>
<p>DBを併せて実施する場合の企業型DCの拠出限度額について、月額5.5万円からDBごとの掛金額を控除した額とすることが考えられるがどうか</p>	<p>DBごとの掛金額の実態を反映することで、<u>現行の取扱い（すべてのDBの掛金相当額を月額2.75万円として評価）よりも、拠出額が広がる加入者が生まれる点には賛同</u>。ただし、拠出額が狭まる加入者や拠出できなくなる加入者が生じる懸念があるため、<u>検討に当たって配慮いただきたい事項あり</u>（⇒次頁ご参照）。</p>
<p>個人型DC（iDeCo）の拠出限度額の水準についてどう考えるか</p>	<p>加入者の属性により異なる拠出限度額を一律の設定（第1号被保険者6.8万円、第2号・第3号被保険者2.3万円）とし、公平でわかりやすい制度とすることをご検討いただきたい。</p>
<p>第2号被保険者のiDeCo加入時の事業主証明等について、利用者利便性向上の観点からどのような仕組みが考えられるか</p>	<p><u>iDeCo加入者の転職等に伴う事業主証明の届出が不要となる見直しに賛同</u>。ただし、対応のためのインフラ整備に係るコストが加入者や事業主等関係者にとって過度な負担とならないよう配慮いただきたい。</p>

※ 第12回会合の資料1から当協会が作成

【詳細】DBを併せて実施する場合の企業型DCの拠出限度額について

- ✓ DBごとの掛金額の実態を反映することで、現行の取扱い（すべてのDBの掛金相当額を月額2.75万円と評価）よりも拠出額が広がる加入者が生じる点は、制度利用を促進する観点から賛同。
 - ✓ ただし、DC拠出不可となる加入者が一部発生する点については、配慮が必要と考える。
- ⇒【要望】DC制度の安定性を確保し、自助努力にもとづく資産形成を促進する観点から、制度から排除される加入者がいなくなるような配慮を検討いただきたい（p.4 ご参照）。
また、事業主や加入者等に分かりやすい制度設計を検討いただきたい（p.5 ご参照）。
さらに、本件の検討に当たっては、割合ではなく、具体的に影響を受ける加入者数等を会合で共有いただくなど、影響度合いをご認識いただいたうえで検討いただきたい。

【提案1】制度から排除される加入者がいなくなるような配慮

✓ DB仮想掛金額の導入後も、DCの拠出が継続可能となる仕組みを検討いただきたい。

- DC制度の安定性を維持する観点から、DB仮想掛金額がDCの拠出限度額を上回る場合にも、DCの拠出が継続可能な仕組みとする必要がある。
 - 企業型DCはマッチング拠出制度導入（2012年1月）により従業員の自助努力を促す仕組みが実現。iDeCoは加入範囲拡大（2017年1月）により基本的に全ての国民が加入可能で、生涯にわたって切れ目なく老後に向けたさらなる自助努力が可能な仕組みが実現。
 - 上記を前提に、金融機関は制度の普及促進に取り組み、事業主や加入者は制度を利用。
 - 加入者（今後加入する者を含む）の自助努力の機会を維持することは、DC制度の安定性を維持する観点からも重要（DB仮想掛金額によらずにDCの拠出が一定額可能な仕組み）。
- こうした仕組みが実現しない場合には、DC制度の安定性を最低限維持する観点から、少なくともDCの掛金拠出を行わずに当該企業型DC制度を存続可能な仕組みとする必要がある。
 - 将来の法令改正によるDC拠出限度額の撤廃あるいは引上げや、DB仮想掛金額の変動等により、再びDCの拠出が可能となった場合の制度の再利用に係る負担が低減（例：企業型DCの再構築に伴う事業主の事務負担、再加入や拠出再開に係るiDeCo加入者の事務負担等）。
 - 企業型DC制度とDB制度を併せて実施する企業（事業主）における一貫した人事制度の運用が可能（例：新入社員の当該企業型DC制度への加入や、事業主等による加入者への投資教育が継続可能等）。

【提案2】事業主・加入者等にとって分かりやすい制度設計

✓ DB仮想掛金額について、簡素で分かりやすい仕組みを検討いただきたい。

- DC制度の普及を推進する観点から、事業主、加入者(今後加入する者を含む)、制度の説明を行う金融機関等にとって分かりやすい仕組みとする必要がある。
 - 企業型DC制度とDB制度を併せて実施する企業(事業主)、当該企業の従業員(企業型DC加入者およびiDeCo加入者)に以下の点をしっかり認識いただく必要あり。
 - (1) 自社のDB仮想掛金額
 - (2) (1)に応じて企業型DCの拠出(事業主掛金)限度額が変動すること
 - (3) (2)に応じて企業型DCのマッチング拠出(加入者掛金)やiDeCoの拠出限度額が変動すること
 - DB仮想掛金額を分かりやすい設定とすることも重要(例: 1万円単位(1万円未満四捨五入)で設定 等)。
 - 金融機関がiDeCo加入を検討されるお客さまに説明を行う際には、お客さまが「iDeCoに加入するといくら拠出できるのか」等の目線があれば制度の普及推進にも有益。
- また、簡素で分かりやすい仕組みとすることで、以下の効果も期待される。
 - 企業型DCに係る記録関連運営管理機関(RK)の現行システムや当該システムと連携する金融機関の現行システムへの影響縮小化により、制度全体のコスト抑制に繋がる。

【参考】全銀協令和2年税制改正要望（確定拠出年金関連部分抜粋） 2019年7月

1. 人生 100 年時代における家計の安定的な資産形成の促進のために
(2) 確定拠出年金税制の拡充等

- ①積立金に対する特別法人税について、撤廃、少なくとも課税の停止を延長すること。
- ②確定拠出年金について、拠出限度額規制を緩和すること。
- ③個人型確定拠出年金(iDeCo)に係る加入可能年齢の上限の引上げや企業型確定拠出年金(企業型DC)に係る脱退一時金の支給要件の緩和、また、老齢給付金の支給要件の緩和等、制度の利便性を向上すること。
- ④第3号被保険者が加入するiDeCoに配偶者等が掛金を拠出した場合の優遇措置を設けること。

国民がより豊かな老後生活を送るために、公的年金を補完する制度として、確定拠出年金制度の果たす役割の重要性が高まっている。欧米における同種の年金制度は、拠出時・運用時非課税、給付時課税を基本としているが、わが国では、企業年金等の積立金に対して、運用時に特別法人税が課されることとされている。特別法人税は、令和2年3月まで課税が停止されているが、課税が行われることとなれば、企業の掛金負担の増加や、給付額の減少につながりかねない。そのため、特別法人税について、撤廃、少なくとも課税の停止を延長することを要望する。

また、確定拠出年金については、累次の改正により拠出限度額の引上げや個人型確定拠出年金(iDeCo)の加入対象者拡大などがなされたが、制度の一層の普及を促す観点からは、拠出限度額のさらなる

引上げが望まれる。具体的には、(a)拠出限度額の撤廃、少なくともさらなる引上げを行うこと、(b)企業型確定拠出年金(企業型DC)の実施企業において、従業員がiDeCoの加入者となることができることを規約に定めた場合に、企業型DCとiDeCoの限度額を合算する制限を廃止すること、(c)企業型DCのマッチング拠出の限度額要件のうち、従業員拠出額を事業主拠出額の範囲内とする要件を緩和することを要望する。また、個人の置かれた環境に応じて複雑となっているiDeCoの拠出限度額については、多様化する働き方も踏まえつつ、簡素化を図ることを要望する。

確定拠出年金のさらなる普及に向けては、制度の利便性向上も期待される。具体的には、(a)60歳となっているiDeCoの加入可能年齢の上限を、規約に定めることで65歳まで引上げ可能な企業型DCに合わせ、65歳に引き上げること、(b)企業型DCについて、追徴課税等のペナルティを課した脱退一時金の支給制度を創設するなど、脱退一時金の支給要件のさらなる緩和を行うこと、(c)10年以上の通算加入者等期間が必要となる老齢給付金の支給要件を緩和することを要望する。

加えて、第3号被保険者が加入するiDeCoに、自己と生計を一にする配偶者やその他の親族が掛金を拠出した場合には、例えば、当該掛金を負担した者の課税所得から拠出額を控除可能とする等の優遇措置を設けることを要望する。

※ 全文は、当協会ウェブサイト参照